

# 個別災害編



# 目 次

<b>個別災害編</b> .....	<b>1101</b>
<b>第1章 鉄道災害対策</b> .....	<b>1103</b>
第1節 鉄道災害予防対策 .....	1105
第1 鉄軌道交通の安全確保 .....	1105
第2 防災活動体制の整備 .....	1107
第3 救援・救護体制の整備 .....	1107
第4 防災訓練の充実 .....	1108
第2節 鉄道災害応急対策 .....	1109
第1 応急活動体制 .....	1109
第2 情報の収集・伝達 .....	1110
第3 広域応援要請 .....	1112
第4 救助・救急活動 .....	1113
第5 医療救護活動 .....	1114
第6 交通規制・緊急交通路の確保 .....	1114
第7 遺体の捜索、処理及び埋葬 .....	1114
第8 代替交通手段の確保 .....	1114
第3節 鉄道災害復旧対策 .....	1115
第1 施設及び車両の復旧事業 .....	1115
第2 復旧予定時期の明示 .....	1115
<b>第2章 道路災害対策</b> .....	<b>1201</b>
第1節 道路災害予防対策 .....	1203
第1 道路交通の安全確保 .....	1203
第2 防災活動体制の整備 .....	1204
第3 救援・救護体制の整備 .....	1204
第4 防災訓練の充実 .....	1205
第2節 道路災害応急対策 .....	1206
第1 応急活動体制 .....	1206
第2 情報の収集・伝達 .....	1207
第3 広域応援要請 .....	1209
第4 救助・救急活動 .....	1210
第5 医療救護活動 .....	1211

第6	交通規制・緊急交通路の確保	1211
第7	遺体の捜索、処理及び埋葬	1211
第8	道路施設等の応急復旧活動	1211
第3節	道路災害復旧対策	1212
第1	道路施設の復旧事業	1212
第2	復旧予定時期の明示	1212
<b>第3章</b>	<b>危険物等災害対策</b>	<b>1301</b>
第1節	危険物等災害予防対策	1303
第1	危険物施設等の安全性の確保	1303
第2	防災活動体制の整備	1305
第3	救援・救護体制の整備	1305
第4	防災訓練の充実	1306
第2節	危険物等災害応急対策	1307
第1	応急活動体制	1308
第2	情報の収集・伝達	1309
第3	広域応援要請	1311
第4	救助・救急活動	1312
第5	医療救護活動	1313
第6	交通規制・緊急交通路の確保	1313
第7	避難活動	1313
第8	遺体の捜索、処理及び埋葬	1313
第3節	危険物等災害復旧対策	1314
第1	公共施設の復旧事業	1314
第2	復旧予定時期の明示	1314
第3	環境への配慮	1314
<b>第4章</b>	<b>原子力災害対策</b>	<b>1401</b>
第1節	原子力災害対策の方針	1403
第1	計画の目的	1403
第2	計画の基礎とすべき災害の想定	1403
第3	緊急事態の段階	1405
第4	緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方	1406
第5	本市における防護措置の基本的考え方	1417
第2節	原子力災害事前対策	1419

第1	情報の収集・連絡体制等の整備	1420
第2	緊急事態応急体制の整備	1422
第3	避難収容活動体制の整備	1424
第4	緊急輸送活動体制の整備	1426
第5	救助・救急、防護資機材等の整備	1426
第6	住民等への的確な情報伝達体制の整備	1428
第7	原子力防災に関する知識の普及と人材育成	1428
第8	防災訓練等の実施	1430
第3節	原子力災害応急対策	1431
第1	情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保	1432
第2	活動体制の確立	1432
第3	屋内退避、避難収容等の防護活動	1438
第4	飲食物の出荷制限、摂取制限等	1444
第5	緊急輸送、救急医療活動	1444
第6	住民等への的確な情報伝達活動	1445
第7	自発的支援の受け入れ等	1446
第4節	原子力災害中長期対策	1447
第1	放射性物質による環境汚染への対処	1447
第2	災害地域住民に係る記録等の作成	1447
第3	被災者等の生活再建等の支援	1447
第4	風評被害等の影響の軽減	1448
第5	心身の健康相談体制の整備	1448



# 第1章 鉄道災害対策

本章では、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じる。

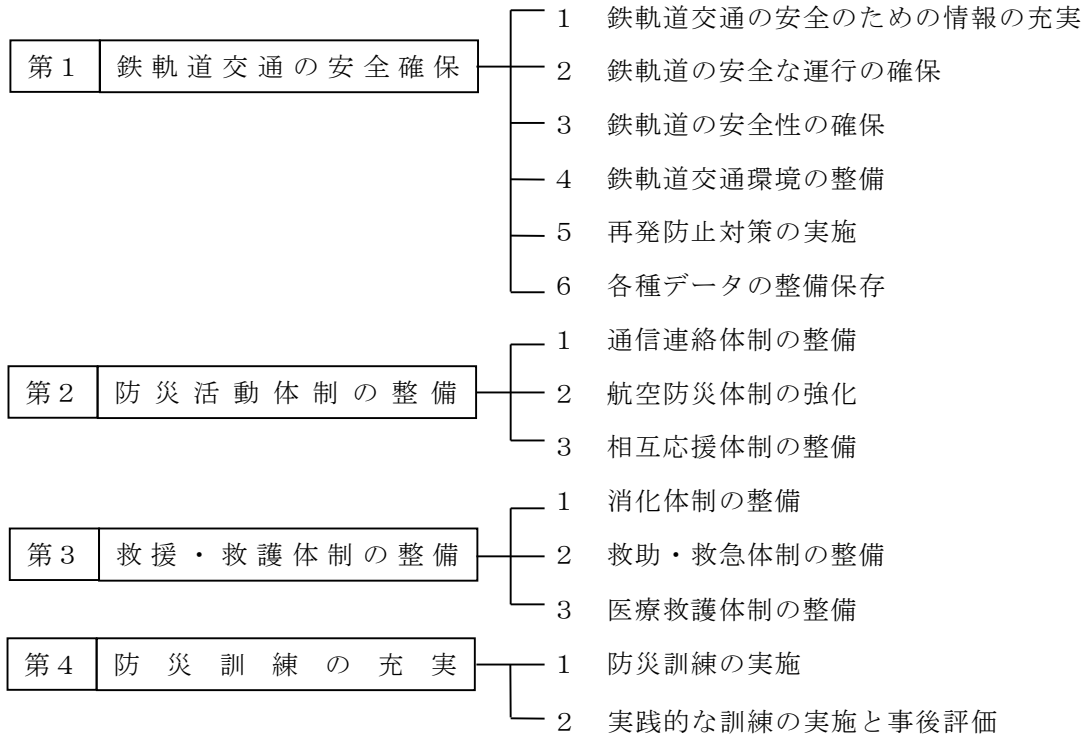
## 【計画の体系】





# 第1節 鉄道災害予防対策

## 【対策の体系】



## 第1 鉄軌道交通の安全確保

鉄道災害の発生防止のためには、鉄軌道交通の安全確保が基本である。

このため、鉄軌道事業者はじめ防災関係機関は、鉄軌道交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

### 1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

#### (1) 防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

### 2 鉄軌道の安全な運行の確保

#### (1) 列車防護用具等の整備

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又はその他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

## (2) 職員の教育訓練

鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

## (3) 施設の点検・監視

鉄軌道事業者は、土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

## 3 鉄軌道の安全性の確保

ア 鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術水準に反映させる。

イ 鉄軌道事業者は、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

ウ 鉄軌道事業者は、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

## 4 鉄軌道交通環境の整備

### (1) 線路防護設備の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護設備の整備の促進に努める。

### (2) 運転保安設備の整備

鉄軌道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

### (3) 踏切道の改良促進

道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

## 5 再発防止対策の実施

ア 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生 の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

イ 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

## 6 各種データの整備保存

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造等の資料を整備するよう努める。

## 第2 防災活動体制の整備

### 1 通信連絡体制の整備

#### (1) 鉄軌道事業者の通信連絡体制

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のため指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努める。

#### (2) 市及び県等の通信連絡体制

「風水害編 第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」を準用する。

### 2 航空防災体制の強化

「風水害編 第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化」を準用する。

### 3 相互応援体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第7 相互応援体制の整備」を準用する。

## 第3 救援・救護体制の整備

### 1 消火体制の整備

#### (1) 鉄軌道事業者の体制

鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

#### (2) 消防機関等の体制

「火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」を準用する。

### 2 救助・救急体制の整備

#### (1) 鉄軌道事業者の体制

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難誘導等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

イ 鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための車両の整備に努める。

#### (2) 消防機関等の体制

「風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」を準用する。

### 3 医療救護体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」を準用する。

## 第4 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

### 1 防災訓練の実施

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防を始めとする市及び県の防災訓練に積極的に参加する。
- イ 鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 鉄軌道事業者、市及び県が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

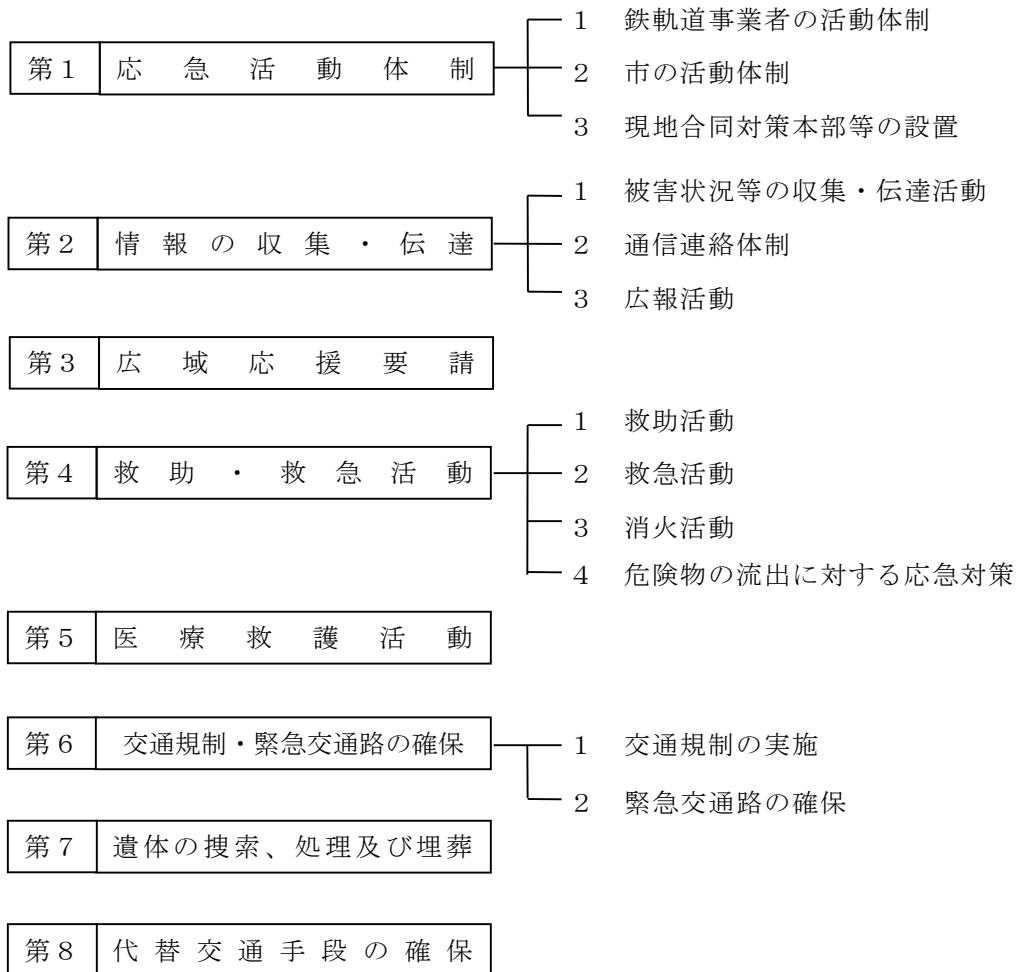
## 第2節 鉄道災害応急対策

(総務部)

鉄軌道において多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活動等を行う。

### 【対策の体系】



### 第1 応急活動体制 (全部局共通)

大規模な鉄道災害が発生した場合、市、鉄軌道事業者、消防、警察、県及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市、鉄軌道事業者、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する。

## 1 鉄軌道事業者の活動体制

- ア 鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- イ 鉄軌道事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等の設置等の必要な体制をとる。

## 2 市の活動体制

### (1) 責務

市内で大規模な鉄道災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

### (2) 活動体制

- ア 市は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。
- イ 市は、本部の設置又は解散、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。
- ウ 市は、本部を設置し、又は解散したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部及び関係防災機関に通報する。
- エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する

## 3 現地合同対策本部等の設置

市は、防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、鉄軌道事業者、県、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置する。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場、最寄の駅舎又は災害現場付近の公共施設とし、防災関係機関は、本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第2 情報の収集・伝達 (全部局共通)

市、鉄軌道事業者、県及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

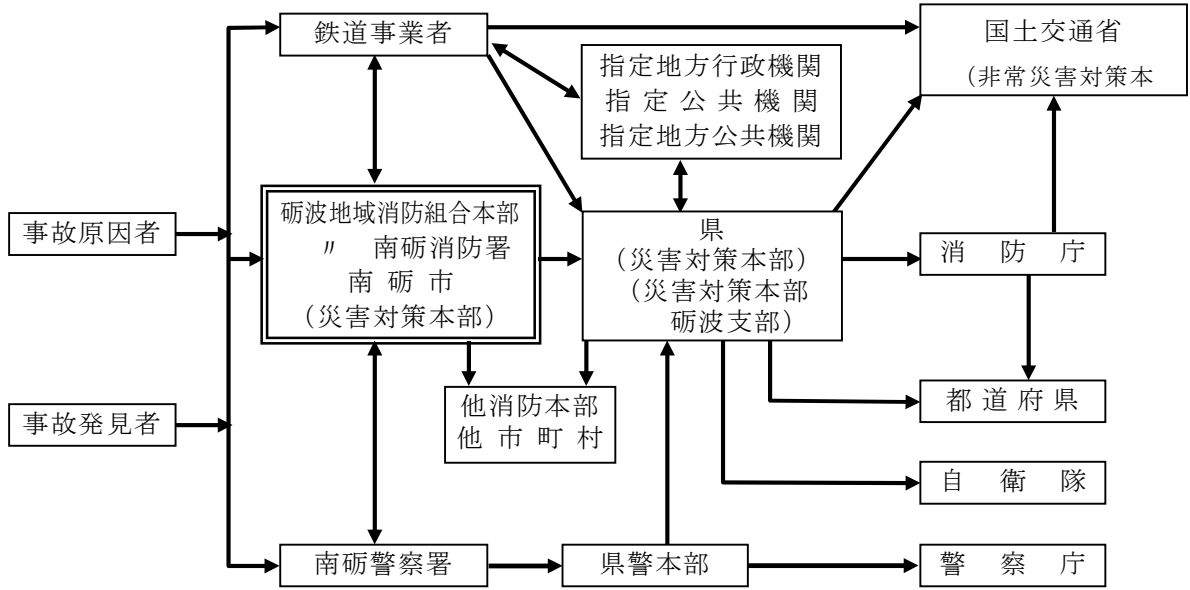
### 1 被害状況等の収集・伝達活動

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

鉄軌道事業者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

市、鉄軌道事業者、県及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 有線電話や防災行政無線、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。
- イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。  
このため、ヘリコプターテレビシステムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

市、鉄軌道事業者、県及び警察は、大規模な鉄道災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

イ 鉄軌道事業者

(ア) 大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄軌道事業者は速やかに市、国土交通省、県、消防、警察及び防災関係機関に事故の状況、被害の状況を連絡する。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、市、国土交通省、県及び防災関係機関に連絡する。

## 2 通信連絡体制

市、鉄軌道事業者、県及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

## 3 広報活動

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策に協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を住民に迅速かつ的確に周知するよう、防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

住民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

### (1) 広報の内容

#### ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供する。

#### イ 住民への的確な情報

防災関係機関は、住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況、鉄軌道の運行状況、代替交通手段等）、鉄道施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

### (2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行う。

### (3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

ウ 各報道機関は、災害時には相互の連絡体制の強化に配慮する。

## 第3 広域応援要請

「風水害編 第2章 第6節 広域応援要請」参照

## 第4 救助・救急活動（全部局共通）

### 1 救助活動

消防、警察、自衛隊及び鉄軌道事業者は、鉄道災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

#### （1）情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、鉄軌道事業者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

#### （2）鉄軌道事業者の救助活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### （3）消防・警察の救助活動

市は、災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想した場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

#### （4）救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

### 2 救急活動

消防部は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

#### （1）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、救急車が対応できないときは、市、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する負傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

#### （2）医療機関等との連携

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防部は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

### (3) ヘリコプターの活用

市及び県は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数のため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県及び自衛隊に応援を要請する。

## 3 消火活動

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ウ 災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第5 医療救護活動

「風水害編 第2章 第8節 医療救護活動」を準用する。

## 第6 交通規制・緊急交通路の確保

### 1 交通規制の実施

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策 第1 交通規制の実施」を準用する。

### 2 緊急交通路の確保

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策 第2 緊急交通路の確保」を準用する。

## 第7 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章 第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」を準用する。

## 第8 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

## 第3節 鉄道災害復旧対策

### 【対策の体系】

第1	施設及び車両の復旧事業
----	-------------

第2	復旧予定時期の明示
----	-----------

#### 第1 施設及び車両の復旧事業

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び要員の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

#### 第2 復旧予定時期の明示

鉄軌道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明示するよう努める。



## 第2章 道路災害対策

本章では、道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じる。

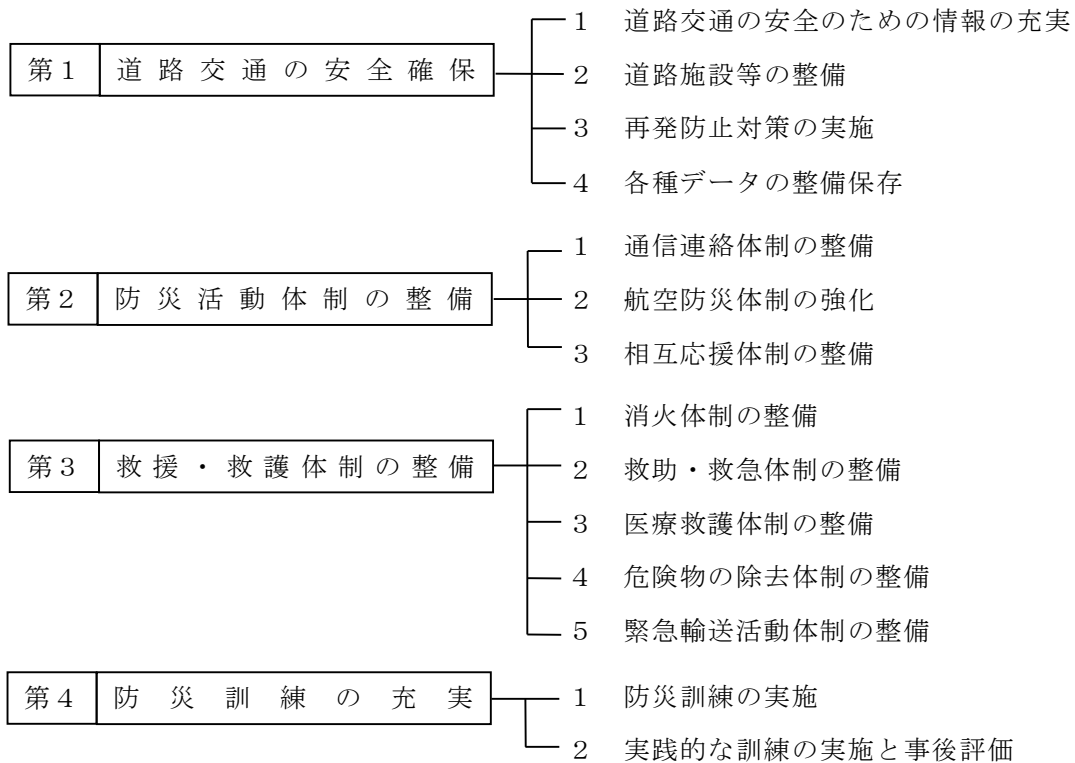
### 【計画の体系】





# 第1節 道路災害予防対策

## 【対策の体系】



### 第1 道路 交通 の 安全 確保 (建設班)

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本である。

このため、道路管理者はじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。

#### 1 道路 交通 の 安全 の た め の 情 報 の 充 実

##### (1) 気象情報の伝達

道路管理者は、富山地方気象台による気象等に関する情報を有効に活用するため、体制の整備を図る。

##### (2) 異常現象の発見及び情報提供

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

## 2 道路施設等の整備

### (1) 道路施設の整備

- ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- エ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施する。

## 3 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## 4 各種データの整備保存

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

## 第2 防災活動体制の整備

### 1 通信連絡体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」を準用する。

### 2 航空防災体制の強化

「風水害編 第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化」を準用する。

### 3 相互応援体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第7 相互応援体制の整備」を準用する。

## 第3 救援・救護体制の整備

### 1 消火体制の整備

「火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」を準用する。

### 2 救助・救急体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」を準用する。

### 3 医療救護体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」を準用する。

### 4 危険物の除去体制の整備

市、道路管理者、県及び消防は、事故車両からの危険物の流出時に的確な除去活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

### 5 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備する。

イ 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者のとるべき措置等について周知を図る。

## 第4 防災訓練の充実（建設班）

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

### 1 防災訓練の実施

ア 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

イ 道路管理者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 道路管理者、市及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

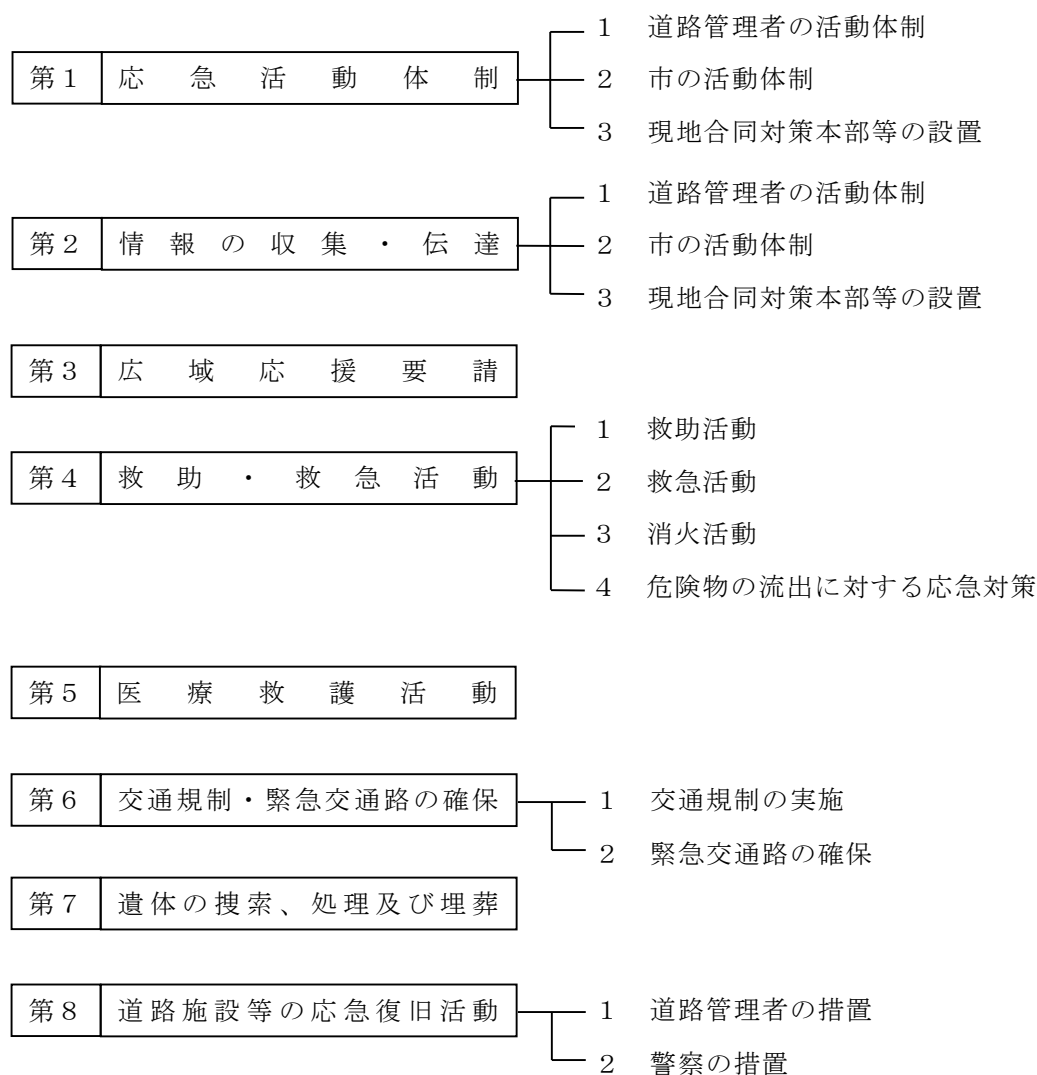
イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 道路災害応急対策

道路構造物の被災等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、消火活等を行う。

### 【対策の体系】



### 第1 応急活動体制（全部局共通）

大規模な道路災害が発生した場合、市、道路管理者、県、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市、道路管理者、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する。

## 1 道路管理者の活動体制

- ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。
- イ 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとる。

## 2 市の活動体制

### (1) 責務

市は、市域で大規模な道路災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

### (2) 活動体制

- ア 市は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。
- イ 市は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。
- ウ 市は、本部を設置し、又は解散したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部及び防災関係機関に通報する。
- エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

## 3 現地合同対策本部等の設置

防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、市、道路管理者、県、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置する。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第2 情報の収集・伝達 (全部局共通)

市、道路管理者、県、警察及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

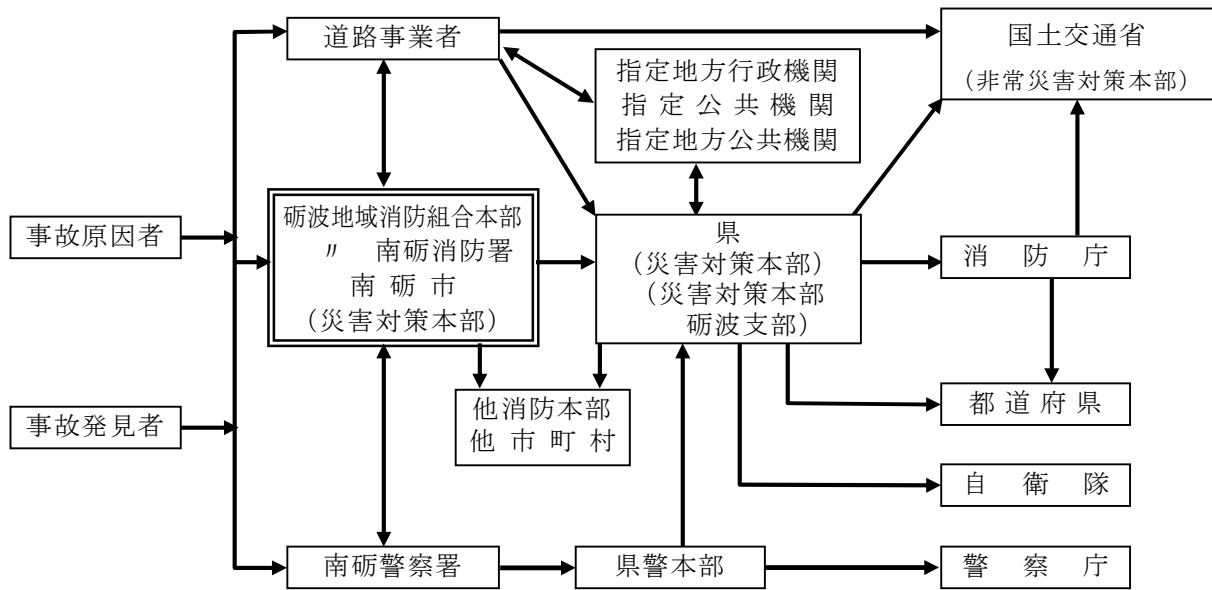
### 1 被害状況等の収集・伝達活動

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

道路管理者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

市、道路管理者、県及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 有線電話や防災行政無線、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。
- イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

市、道路管理者、県及び警察は、大規模な道路災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

イ 道路管理者

(ア) 大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は速やかに市、国土交通省、県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

(イ) また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、市、国土交通省、県及び防災関係機関に連絡する。

## 2 通信連絡体制

市、道路管理者、県及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

## 3 広報活動

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を地域住民に迅速かつ的確に周知するよう、防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

住民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等、適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

### (1) 広報の内容

#### ア 被災者の家族等への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供する。

#### イ 住民への的確な情報

防災関係機関は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、交通情報（道路交通規制等の状況、バスの運行状況等）、道路施設の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

### (2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行う。

### (3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

ウ 各報道機関は、災害時には相互の連絡体制の強化に配慮する。

## 第3 広域応援要請

「風水害編 第2章 第6節 広域応援要請」参照

## 第4 救助・救急活動（全部局共通）

### 1 救助活動

#### （1）道路管理者の救助活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

#### （2）消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

#### （3）救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

### 2 救急活動

消防部は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

#### （1）救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、救急車が対応できないときは、市、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する負傷者の搬送を最優先するとともに、負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

#### （2）医療機関等との連携

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防部は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

#### （3）ヘリコプターの活用

市及び県は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

### 3 消火活動

ア 道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

イ 消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ 災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 4 危険物の流出に対する応急対策

### (1) 道路管理者の措置

道路管理者は、事故車両等からの危険物の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### (2) 消防及び警察の措置

消防及び警察は危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

## 第5 医療救護活動

「風水害編 第2章 第8節 医療救護活動」参照

## 第6 交通規制・緊急交通路の確保

### 1 交通規制の実施

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策 第1 交通規制の実施」を準用する。

### 2 緊急交通路の確保

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策 第2 緊急交通路の確保」を準用する。

## 第7 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編 第2章 第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」を準用する。

## 第8 道路施設等の応急復旧活動（建設班）

### 1 道路管理者の措置

- ア 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- イ 道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### 2 警察の措置

- ア 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。
- イ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

## 第3節 道路災害復旧対策

### 【対策の体系】

第1	道路施設の復旧事業
----	-----------

第2	復旧予定時期の明示
----	-----------

#### 第1 道路施設の復旧事業（建設班）

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び要員の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

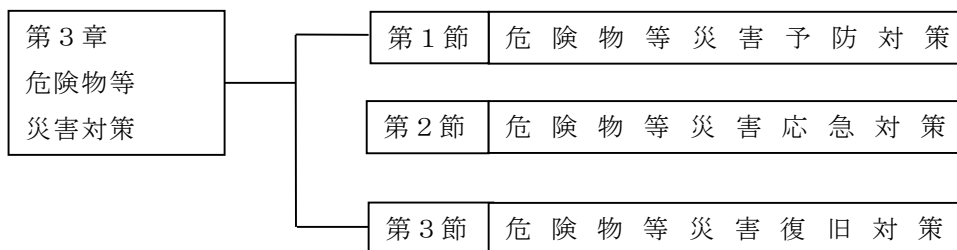
#### 第2 復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

# 第3章 危険物等災害対策

本章では、石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

## 【計画の体系】

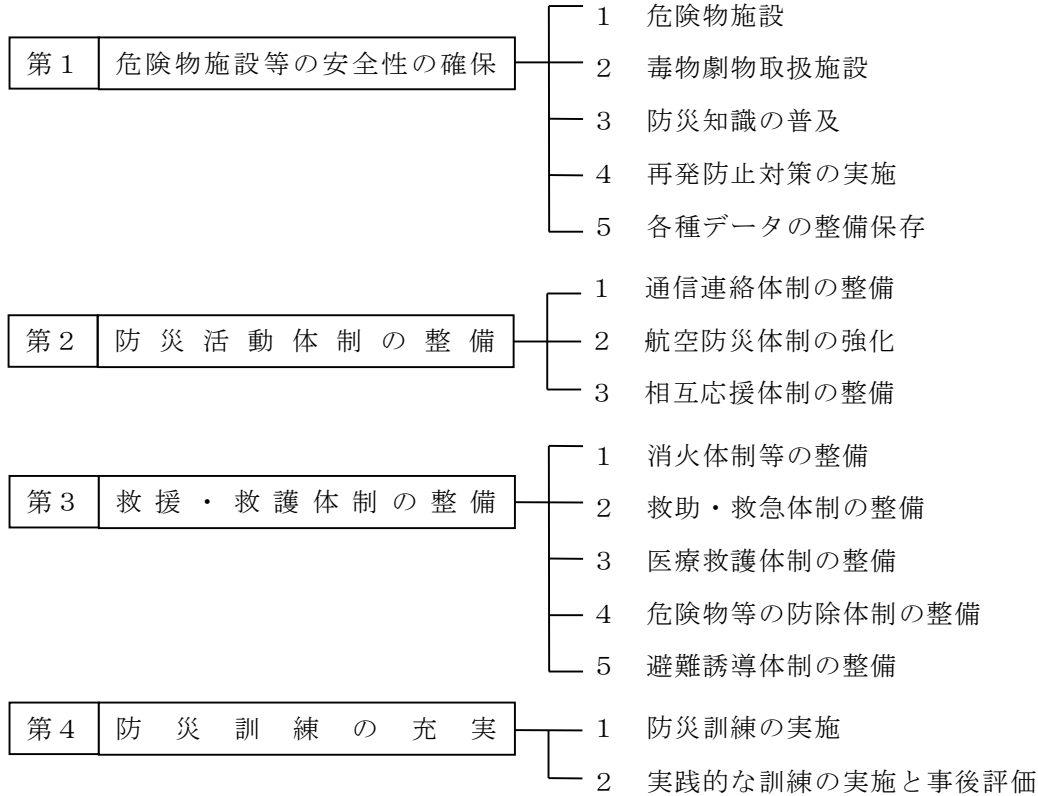




# 第1節 危険物等災害予防対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の貯蔵又は取扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になりうることや他の原因によって災害を拡大させる要因となることから、関係事業者、消防本部及び県は災害発生防止のための対策を積極的に推進する。

## 【対策の体系】



## 第1 危険物施設等の安全性の確保 (商工班)

### 1 危険物施設

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、消防本部は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、砺波地域消防組合火災予防条例の規定に基づき指導する。

#### (1) 消防本部及び県の措置

##### ア 保安確保の検査及び指導

消防本部は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実

施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### イ 危険物輸送の安全化

消防本部、県及び警察は、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

### (2) 危険物施設の管理者等の措置

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

#### ア 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

#### イ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。

## 2 毒物劇物取扱施設

### (1) 毒物劇物取扱施設における予防対策

毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、災害予防対策を講じなければならない。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。

イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。

### (2) 学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努める。

- ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止
- イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
- ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止
- エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
- オ 初期消火用資機材の整備

### 3 防災知識の普及

市（消防本部）、県及び事業者等は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

その際に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

### 4 再発防止対策の実施

市（消防本部）、県及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

### 5 各種データの整備保存

市（消防本部）、県及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 第2 防災活動体制の整備

### 1 通信連絡体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」を準用する。

### 2 航空防災体制の強化

「風水害編 第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化」を準用する。

### 3 相互応援体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第7 相互応援体制の整備」を準用する。

## 第3 救援・救護体制の整備（商工班）

### 1 消火体制等の整備

「火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化 2 消火体制等の整備」を準用する。

### 2 救助・救急体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」を準用する。

### 3 医療救護体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」を準用する。

### 4 危険物等の防除体制の整備

- ア 市（消防本部）及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- イ 市（消防本部）及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。
- ウ 市（消防本部）及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

### 5 避難誘導体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保」参照。

## 第4 防災訓練の充実（商工班）

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

### 1 防災訓練の実施

- ア 消防及び警察は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- イ 自衛防災組織、消防・警察等防災関係機関及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。
- ウ 訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

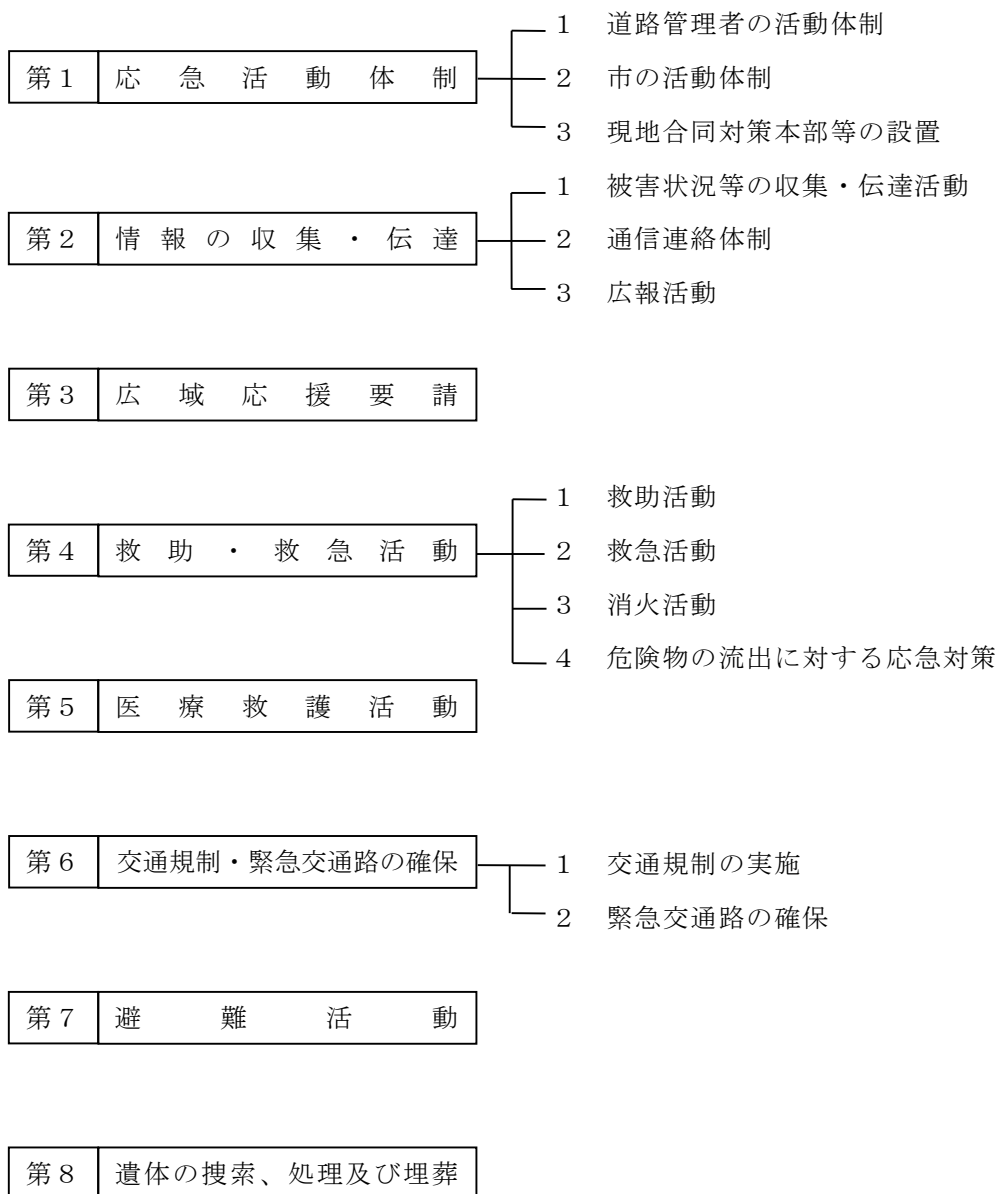
- ア 自衛防災組織、県及び市が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 危険物等災害応急対策

大量の危険物を有する危険物施設、高圧ガス製造事業所等、火薬類消費事業所等及び毒物劇物取扱施設において、火災、爆発、漏えい、有毒ガスの発生などの大規模な事故が発生した場合は、事業者及び防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動体制をとり、一刻も早く人命の救助・救急、消火活動等を行う。

### 【対策の体系】



## 第1 応急活動体制 (商工班)

大規模な危険物等災害が発生した場合、市、事業者、県、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市、事業者、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する。

### 1 事業者等の活動体制

事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等の必要な体制をとる。

#### (1) 大量の危険物を有する危険物施設

災害が発生した場合、危険物の火災、漏えいが考えられる。その場合、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた、的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行う。

イ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関や防災関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

#### (2) 毒物劇物取扱施設

毒物劇物保管施設で事故が発生した場合、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上周辺地域住民に対して大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合、施設の責任者は、関係機関相互の緊密な連携のもとに的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を行うとともに、市、厚生センター、消防、警察に通報する。

イ 施設の管理者は、警察、消防と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

#### (3) 学校における毒物劇物取扱対策

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が災害により被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに児童、生徒及び周辺住民の避難など迅速かつ適切な措置を実行する。

- ア 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること。
- イ 毒物劇物の保管場所に近づく者がいないよう、ロープ張りや立看板の設置等、注意を喚起する措置をとること。
- ウ 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと。

## 2 市の活動体制

### (1) 責務

市内で大規模な危険物等災害が発生した場合には、第1次的防災機関として、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、応急対策を実施する。

### (2) 活動体制

- ア 市は、被害規模の状況により災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。
- イ 市は、本部の設置又は解散、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービスに関する基準を定めておく。
- ウ 市は、本部を設置し、又は解散したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部及び関係防災機関に通報する。
- エ 勤務時間外の事故発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

## 3 現地合同対策本部等の設置

防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、事業者、市、県、警察、消防、自衛隊、等防災関係機関で協議のうえ設置する。

現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とし、防災関係機関は本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第2 情報の収集・伝達 (商工班)

市、県、警察及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

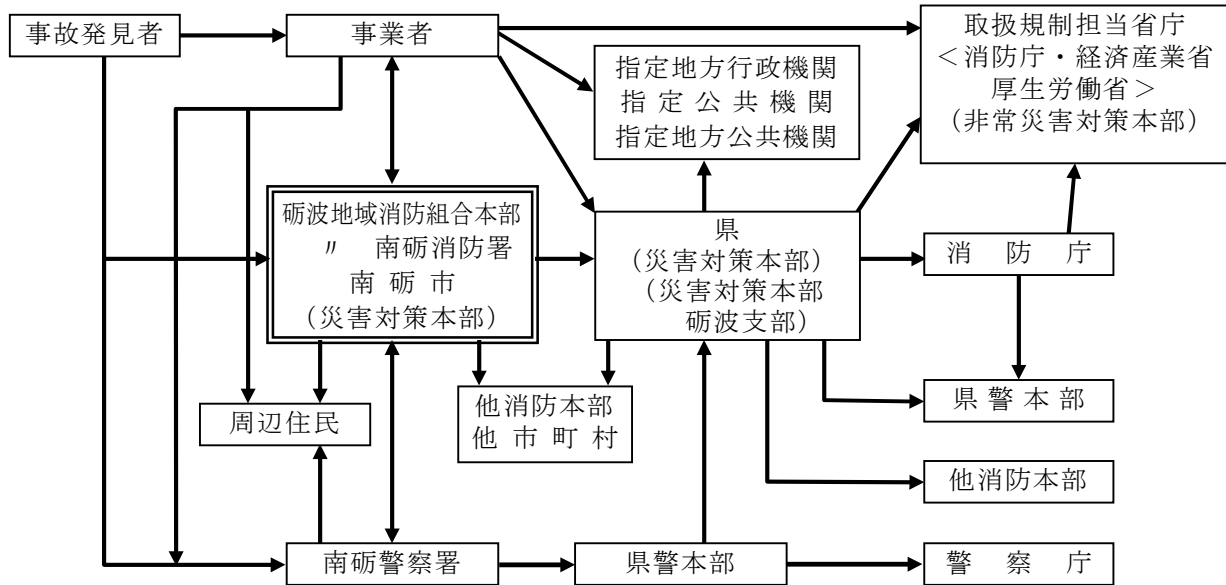
### 1 被害状況等の収集な伝達活動

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

事業者をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

#### (1) 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 被害情報等の伝達手段

市、事業者、県及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。
- イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。  
このため、ヘリコプターテレビ伝送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

(3) 被害状況の報告

事業者、市、県及び警察は、大規模な危険物等災害が発生したときは、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。

ア 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。

イ 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は速やかに市、県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、市、県及び防災関係機関に連絡する。

## 2 通信連絡体制

市、事業者、県及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

## 3 広報活動

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を住民に迅速かつ的確に周知するよう、防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

住民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

### (1) 広報の内容

#### ア 被災者等への情報

防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供する。

#### イ 住民への的確な情報

防災関係機関は、住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、交通情報(道路交通規制等の状況)、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

### (2) 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行う。

### (3) 関係機関の応援協力

ア 報道機関は、防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

イ 防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

ウ 各報道機関は、災害時には相互の連絡体制の強化に配慮する。

## 第3 広域応援要請

「風水害編 第2章 第6節 広域応援要請」参照

## 第4 救助・救急活動 (商工班)

### 1 救助活動

消防、警察、自衛隊及び事業者は、危険物等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

#### (1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、事業者からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

#### (2) 事業者の救助活動

事業者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

#### (3) 消防・警察の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

### 2 救急活動

消防部は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

#### (1) 救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、救急車が対応できないときは、市、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

#### (2) 医療機関等との連携

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防部は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

#### (3) ヘリコプターの活用

市及び県は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊に応援を要請する。

### 3 消火活動

ア 消防部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 災害現場以外の市町村は、相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 4 危険物の流出に対する応急対策

市及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

### 第5 医療救護活動

「風水害編 第2章 第8節 医療救護活動」参照

### 第6 交通規制・緊急交通路の確保

#### 1 交通規制の実施

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策 第1 交通規制の実施」を準用する。

#### 2 緊急交通路の確保

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策 第2 緊急交通路の確保」を準用する。

### 第7 避難活動

「風水害編 第2章 第9節 避難活動」を準用する。

### 第8 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編 第2章 第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」を準用する。

## 第3節 危険物等災害復旧対策

### 【対策の体系】

第1	公共施設の復旧事業
----	-----------

第2	復旧予定時期の明示
----	-----------

第3	環境への配慮
----	--------

#### 第1 公共施設の復旧事業

市及び県は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び要員の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

#### 第2 復旧予定時期の明示

市及び県は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

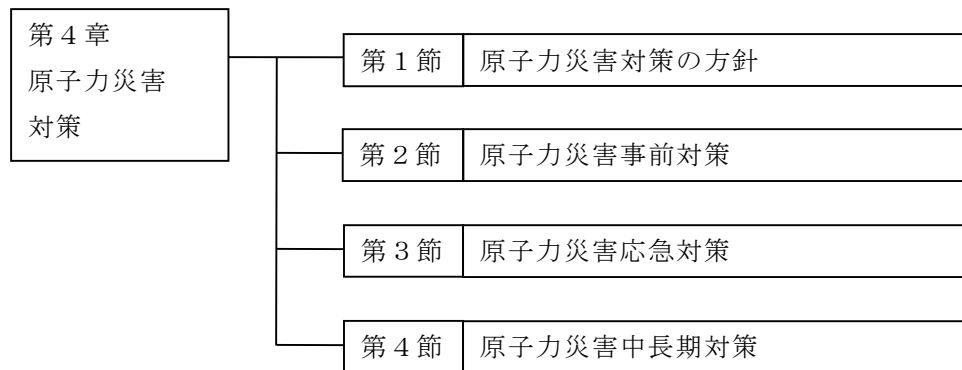
#### 第3 環境への配慮

市及び県は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

# 第4章 原子力災害対策

本章では、北陸電力株式会社志賀原子力発電所又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

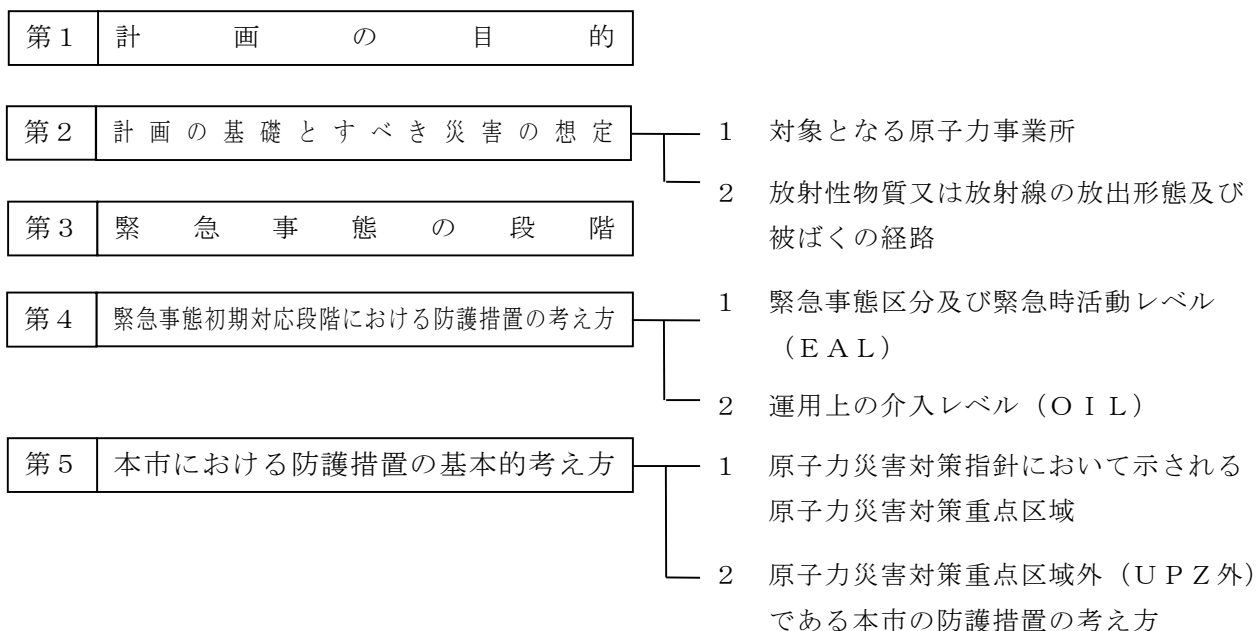
## 【計画の体系】





# 第1節 原子力災害対策の方針

## 【計画の体系】



## 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は発電所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）における、放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2 計画の基礎とすべき災害の想定

### 1 対象となる原子力事業所

原子力災害対策編における原子力災害対策は、次表の2基の原子炉を対象とする。



これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

## （2）被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

### ア 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

### イ 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

## 第3 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。このため県においては、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階の対応の基本的考え方について以下のように整理されている。

### ア 準備段階

北陸電力、国、県、氷見市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。

### イ 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う。

### ウ 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

### エ 復旧段階

その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動の復帰の支援を行う。

## 第4 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

### 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）

#### (1) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、原子力災害対策指針においては以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき防護措置の枠組みについての概要が示されている。

原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

#### ア 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難等の時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、北陸電力は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、県、発電所立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

#### （注）施設敷地緊急事態要支援者

施設敷地緊急事態要支援者は次に掲げるものをいう。

○要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

（ア）安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

（イ）（ア）のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

#### イ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。また、北陸電力は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。

#### ウ 全面緊急事態

全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。また、北陸電力は原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県等は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、(削除)UPZ内(削除)においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要がある。

### (2) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル(EAL)を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み等原子力事業者が行うこととされており、北陸電力の志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)におけるEALは下表のとおりである。

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止するこ	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>とができない場合、若しくは停止したことを確認することができない場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1            原子炉の運転中に保安規定（規制法第13条の3の24にきていする保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>3. 原子炉給水機能の喪失 ※1            原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1            原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p> <p>5. 非常用交流高圧母線喪失又はおそれ ※1            非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1            原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1            使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <p>8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能損失のおそれ（旧基準炉） ※2            使用済み燃料貯蔵プールの推移を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。</p> <p>9. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1            燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。 ※1</p> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1            中央制御室及び中央制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1            原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <p>12. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1            重要区域（命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p>13. その他</p>	

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</li> <li>・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1</li> <li>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同報第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界での放射線量</p> <p>①モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>②全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が<math>1 \mu\text{Sv/h}</math>以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</p> <p>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、100 <math>\mu</math> Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</p> <p>5. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>6. 原子炉注水機能喪失のおそれ ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>7. 格納容器健全性喪失のおそれ ※1 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。</p> <p>8. 残留熱除去機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。</p> <p>9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。</p> <p>10. 直流電源の部分喪失 ※1 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合</p> <p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。</p> <p>14. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御</p>	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>15. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>16. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1 火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>17. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用失 ※1 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。</p> <p>18. 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。</p> <p>19. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>20. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p>	

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同報第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

全面緊急事態を判断するEAL

1. 敷地境界付近の放射線量の上昇

モニタリングポストの1つにおいて、5  $\mu$  Sv/h以上のガンマ線の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5  $\mu$  Sv/h

緊急事態区分における措置の概要

PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 <math>\mu</math> Sv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>2. 通常放出部での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出            発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 <math>\mu</math> Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出            管理区域外の場合（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 <math>\mu</math> Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。            なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい            ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。            ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p> <p>5. 全ての原子炉停止操作の失敗 ※1            原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。</p> <p>6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※1            原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。</p> <p>7. 原子炉注水機能の喪失 ※1            原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用（削除）炉心冷却装置による（削除）注水が直ちにできない場合。</p> <p>8. 格納容器圧力の異常上昇 ※1            原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力</p>	<p>び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>又は最高使用温度に達した場合。</p> <p>9. 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ※1            原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p> <p>10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※1            全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</p> <p>11. 全直流電源の5分間以上喪失 ※1            全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合。</p> <p>12. 炉心損傷の検出 ※1            炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。</p> <p>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1            原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1            使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉） ※2            使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</p> <p>16. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※1            中央制御室及び中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより（削除）原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>17. 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1            燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。</p> <p>18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生            その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>19. 施設内（原子炉外）での臨界事故            原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同報第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）にお

いて実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了)した場合に適用する。

※2: 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注: 「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)をいう。

## 2 運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「O I L」という。)

### (1) 基本的考え方

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、関係市町村等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査(以下「避難退域時検査」という。)の結果から簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

※避難退域時検査(被ばく者の汚染検査)

避難退域時検査による汚染程度の把握は、原子力災害医療(急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等)の実施に不可欠。

### (2) 運用上の介入レベル(O I L)具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表されるO I Lを設定する。防護措置を実施する国、県、立地県である石川県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておくこととされている。

原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を次表に掲載する。

なお、同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

※ I A E A

I A E Aは、国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency) の略称である。国際連合傘下の自治機関であり、原子力の平和利用を促進し、軍事転用されないための保障措置の実施をする国際機関である。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定地 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線:40,000 cpm ※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) $\beta$ 線:13,000cpm ※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(※5)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。)			1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるもの
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	

基準の種類	基準の概要	初期設定地 ※1			防護措置の概要
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	つき摂取制限を迅速に実施
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/C m<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該設定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第5 本市における防護措置の基本的考え方

### 1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策指針によれば、原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとして、以下の区域が示されている。

#### （1）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに依拠して、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

#### （2）緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

### 2. 原子力災害対策重点区域外（UPZ外）である本市の防護措置の考え方

#### （1）原子力災害対策指針におけるUPZ外の防護措置の考え方

原子力災害対策指針では、「UPZの目安である（追加）30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある」とし、その際に講ずべき防護措置として、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」とされている。

UPZ外の屋内退避については、専門的知見を有する原子力規制委員会が、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえて判断し、国の原子力災害対策本部から県へ指示するとされている。市町村は県からの指示を受け、地域住民に伝達することになる。

また、緊急時には、異常事態の内容等を定期的に繰り返し住民等に対して情報提供するとともに、UPZ外においては、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならないとされている。

#### （2）本市における防災措置の考え方

本市は、志賀原子力発電所から約50km以上離れており、UPZ外に位置する。

本市においては、原子力災害対策指針によるUPZ外の防護措置の考え方を踏まえ、屋内退避の指示を受ける可能性があることを前提に、第2節「原子力災害事前対策」、第3節「緊急事態災害応急対策」、第4節「原子力災害中長期対策」を計画する。

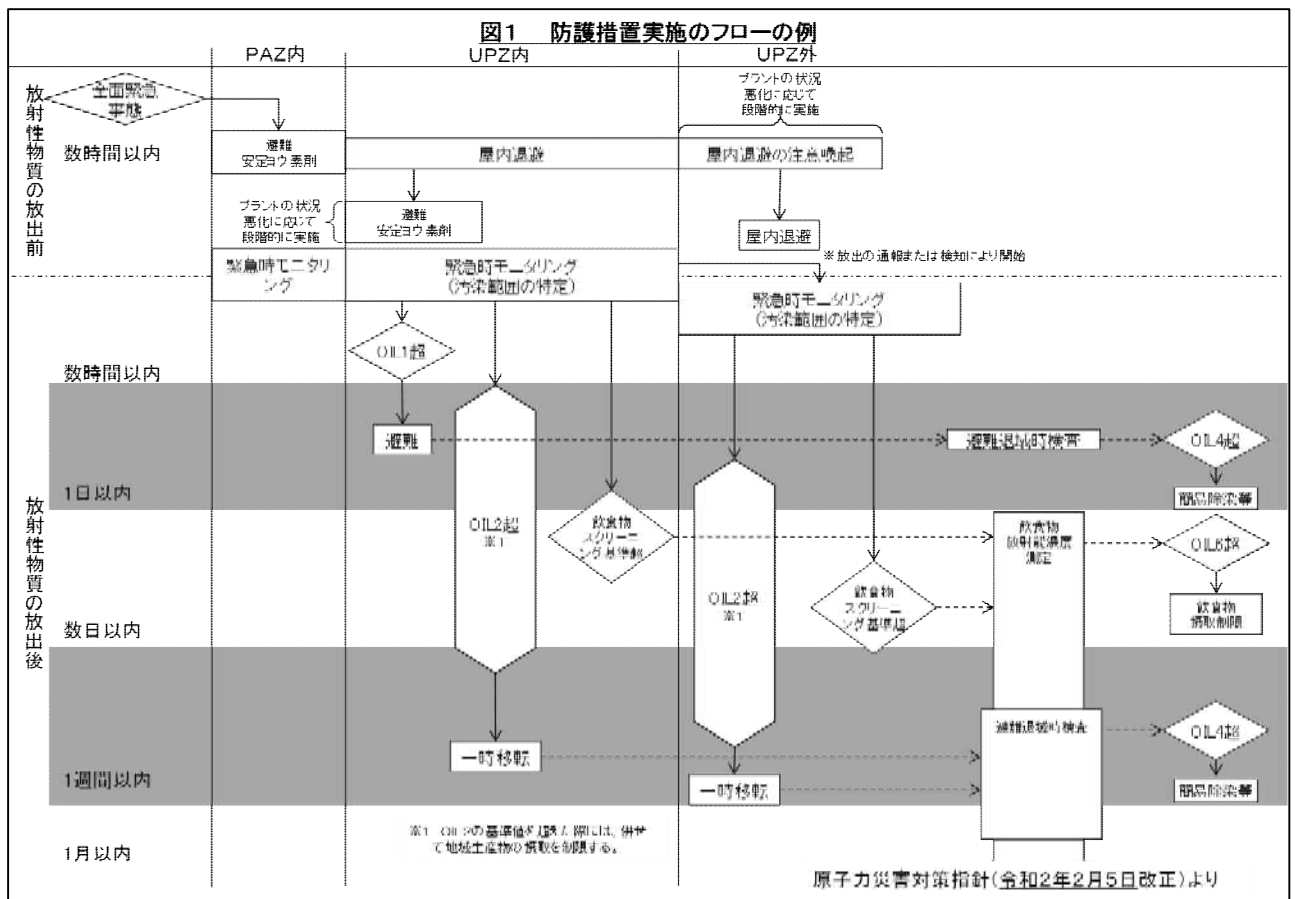
【参考資料】原子力災害対策指針による防護措置の想定

**原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等**

	PAZ内(半径100m)内				UPZ内(半径300m)内				UPZ外(半径300m+)外			
	避難要請	緊急時モニタリングの実施	防護措置	監視要請	避難要請	緊急時モニタリングの実施	防護措置	監視要請	避難要請	緊急時モニタリングの実施	防護措置	監視要請
福島第一	早期警戒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高レベル汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島第二	早期警戒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高レベル汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島第三	早期警戒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高レベル汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島第四	早期警戒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高レベル汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島第五	早期警戒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高レベル汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

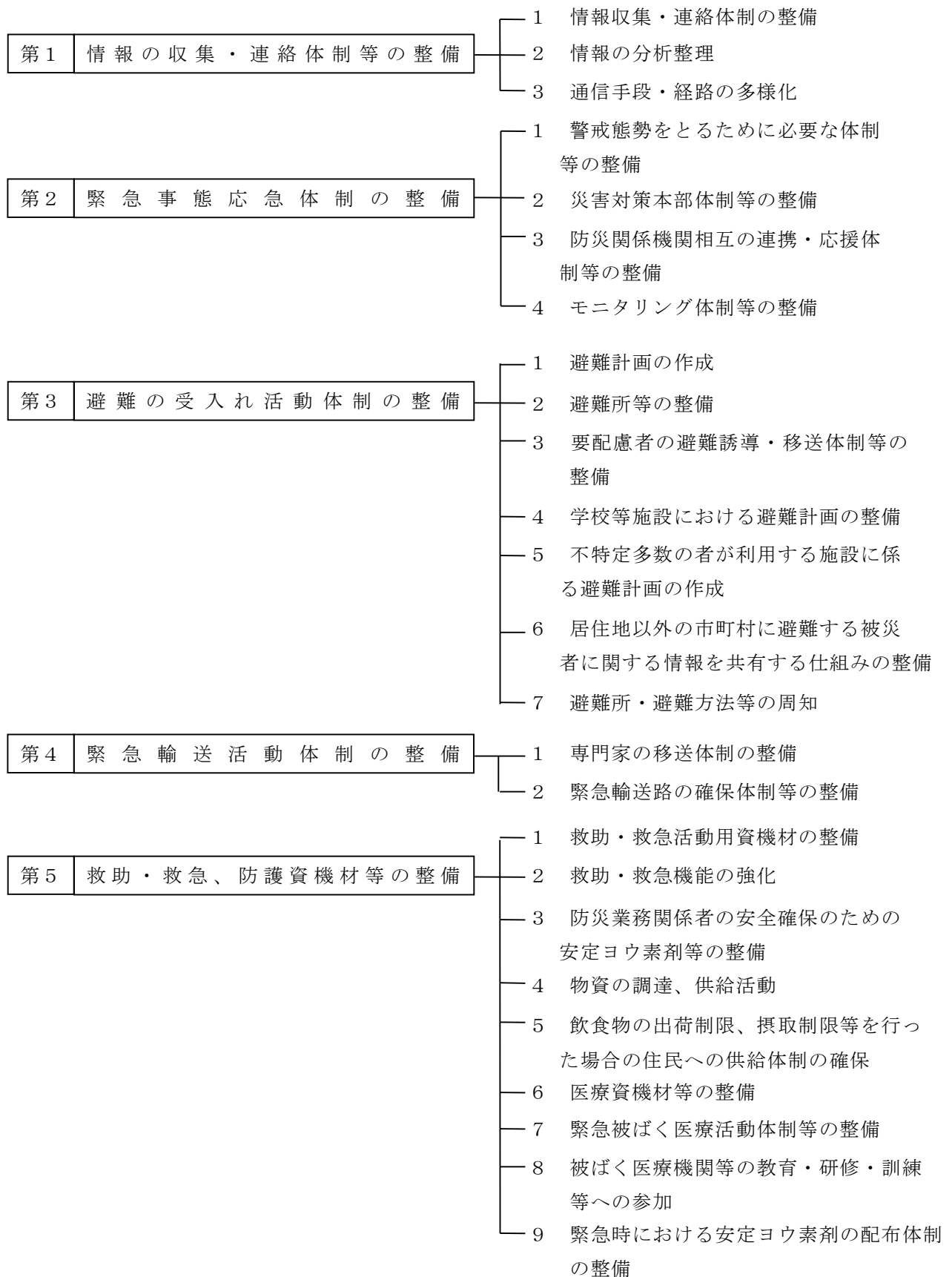
※1…緊急事態発生時の避難要請に対してPAZ内は避難を要請していることが前提。

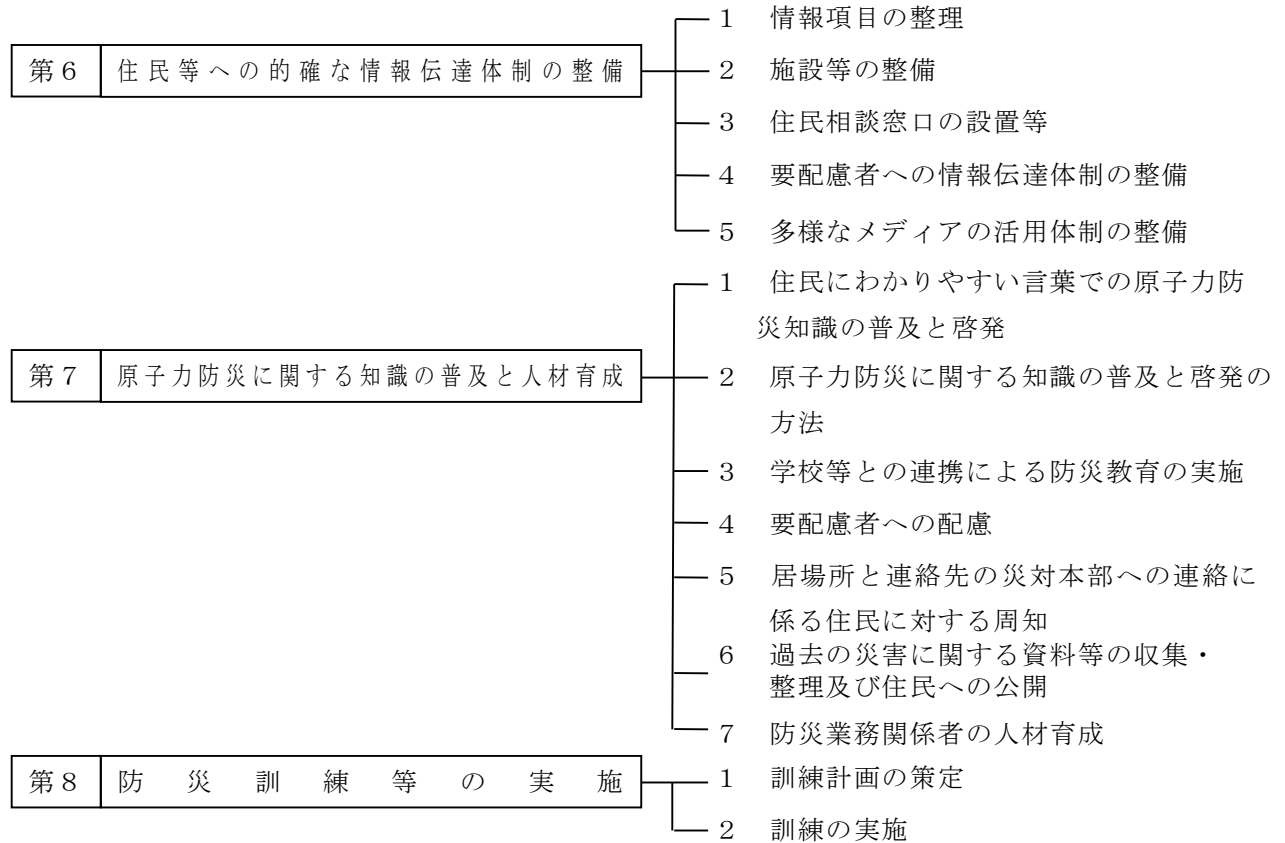
原子力災害対策指針(令和2年2月5日改正)より



## 第2節 原子力災害事前対策

### 【対策の体系】





## 第1 情報の収集・連絡体制等の整備（総合政策部、総務部、市民協働部）

市は、必要に応じて、国、県、北陸電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

### 1 情報収集・連絡体制の整備（情報調整班、総務班）

#### （1）市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、北陸電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。

夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を確保しておく。

#### （2）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

#### （3）連絡調整会議への出席

市は、県が開催する県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議に出席し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

## 2 情報の分析整理（総務班）

### （1）人材の育成・確保

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

### （2）原子力防災関連情報の利用促進

市は、国、県等で収集・蓄積された原子力防災関連情報について関係機関の利用が円滑に行われるよう、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

### （3）防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び北陸電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新する。

[整備を行うべき資料]

#### ア 社会環境に関する資料

##### （ア）周辺地図

（イ）周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

（ウ）周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備等の情報を含む。）

（エ）避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）

（オ）周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

（カ）原子力災害に関係する医療機関に関する資料（原子力災害に関係する医療機関に関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）

#### イ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

（ア）周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

（イ）周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

（ウ）農林水産物の生産及び出荷状況

#### ウ 防護資機材に関する資料

（ア）防護資機材の備蓄・配備状況

（イ）避難用車両の緊急時における運用体制

（ウ）安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

- エ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
  - (ア) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- オ 避難に関する資料
  - (ア) 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
  - (イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間調整済みのもの）

### 3 通信手段・経路の多様化（情報調整班、総務班）

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

#### ア 市防災行政無線の確保・活用

市は、国、県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

#### イ 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

#### ウ 通信輻輳の防止

市は、関係機関と連携し、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する。

#### エ 非常用電源等の確保

市は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図る。

#### オ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

## 第2 緊急事態応急体制の整備（全部局共通）

### 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備（総務班）

市は、情報収集事態※の発生を認知した場合や、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

※情報収集事態

石川県志賀町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。

## 2 災害対策本部体制等の整備（総務班）

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態※宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

※ 原子力緊急事態

原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり5 $\mu$ Svの放射線量（2地点以上又は10分間以上継続）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。

緊急事態区分における全面緊急事態に相当する。（第1章第5節第2を参照）

原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する

## 3 防災関係機関相互の連携・応援体制等の整備（総務班）

### （1）防災関係機関相互の連携体制の整備

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

### （2）広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県及び災害時相互応援協定締結市、県内市町村と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に相互に後方支援を担える広域体制を確立し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

#### 4 モニタリング体制等の整備（生活環境班）

市は、原子力規制委員会の統括の下に実施される緊急時モニタリングにおいて、必要に応じて要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

### 第3 避難の受入れ活動体制の整備（総務部、市民協働部、地域包括医療ケア部）

#### 1 避難計画の作成（総務班）

市は、国、県の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

また、市の境界を越えた広域の避難が必要な場合を想定し、あらかじめ災害時相互応援協定締結市、県内市町村と連携し、広域避難体制を整える。

#### 2 指定避難所等の整備等（全班共通）

##### （1）指定避難所等の整備

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

市は、指定緊急避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県と連携して、必要な場合には、ホテルや旅館の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討する。また、避難又は一時移転が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努める。さらに、指定避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう努める。

##### （2）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県等と協力し、住民等の避難及び広域避難者の受け入れも想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備に努める。

##### （3）コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

##### （4）広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県及び県内市町村と連携し、PAZ、UPZ区域に含まれる市町村等からの広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

##### （5）避難所における設備等の整備

市は県と連携し、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

#### (6) 物資の備蓄に係る整備

市は、避難住民の生活を確保するため、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

### 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備（財政管財班、避難所班、要介護者班、医療救護班）

市は、放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、要配慮者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、県の協力のもと、次の安全の確保対策に取り組む。

#### (1) 避難行動要支援者の支援

第2編 風水害編 第1章 第8節 第4 「1 在宅の要配慮者対策」を準用する。

#### (2) 社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めるほか、社会福祉施設間における災害協定の締結等を促進する。

#### (3) 医療機関・社会福祉施設における避難計画の整備

##### ア 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保等についての避難計画を作成する。

また、市は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知する。

##### イ 社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。

### 4 学校等施設における避難計画の整備（教育総務班）

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

## 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成（情報調整班）

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

## 6 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備（情報調整班）

市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者に関する情報を避難先の市町村と共有する仕組みを整備する。

## 7 避難所・避難方法等の周知（総務班）

市は、避難、避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を構すべきことに留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

# 第4 緊急輸送活動体制の整備（総務部、ふるさと整備部）

## 1 専門家の移送体制の整備（財政管財班）

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

## 2 緊急輸送路の確保体制等の整備（建設班）

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

# 第5 救助・救急、防護資機材等の整備（総務部、ブランド戦略部、地域包括医療ケア部、消防部）

## 1 救助・救急活動用資機材の整備（消防本部）

市は、国、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、必要な防護資機材等の整備に努める。

## 2 救助・救急機能の強化（総務班、消防本部）

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

## 3 防災業務関係者の安全確保のための安定ヨウ素剤等の整備（総務班）

- ア 市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための安定ヨウ素剤をあらかじめ整備する。
- イ 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県と相互に密接な情報交換を行う。

## 4 物資の調達、供給活動（救援物資班）

- ア 市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- イ 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

## 5 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保（農政班）

市は、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

## 6 医療資機材等の整備（医療救護班）

市は、国、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

## 7 原子力災害医療活動体制等の整備（医療救護班）

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、原子力災害医療について協力するための体制を整備する。

## 8 原子力災害医療機関等の教育・研修・訓練等への参加（医療救護班）

市内の医療関係者等は、国、県及び関係機関が実施する原子力災害医療等の教育・研修・訓練等へ積極的に参加する。

## 9. 緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に、国（原子力規制委員会）の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を配布することができるよう、原子力災害対策指針を参考に、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ避難経路近傍等の適切な場所に備蓄する。

## 第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（総合政策部、総務部、市民協働部、地域包括医療ケア部）

### 1 情報項目の整理（情報調整班、総務班）

市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

### 2 施設等の整備（情報調整班、総務班）

市は、国、県と連携して、地震や雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

### 3 住民相談窓口の設置等（現地災害対策班、情報調整班）

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

### 4 要配慮者への情報伝達体制の整備（要介護者班）

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらに対する情報伝達体制の整備に努める。

### 5 多様なメディアの活用体制の整備（情報調整班）

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、ケーブルテレビ、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第7 原子力防災に関する知識の普及と人材育成（総合政策部、総務部、教育部、地域包括医療ケア部）

## 1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及と啓発（総務班）

市は、国、県及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、避難退域時検査等の目的を含む。）
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順）
- カ 屋内退避、避難、一時移転、避難退域時検査に関すること
- キ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ク 要配慮者への支援に関すること
- ケ 緊急時に取るべき行動
- コ 避難所での運営管理、行動等に関すること。

## 2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法（総務班）

市は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発
- イ 市のホームページによる普及・啓発
- ウ 市の広報等による普及・啓発

## 3 学校等との連携による防災教育の実施（教育総務班）

市は、学校、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、原子力防災に関する教育の充実に努める。

## 4 要配慮者への配慮（災害救助班、保育園班、要介護者班）

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

## 5 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知（情報調整班）

市は、災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

## 6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開（情報調整班、総務班、生涯学習スポーツ班）

市は、国、県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして

広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

## 7 防災業務関係者の人材育成

市は、県、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努める。

## 第8 防災訓練等の実施（総務部）

### 1 訓練計画の策定（総務班）

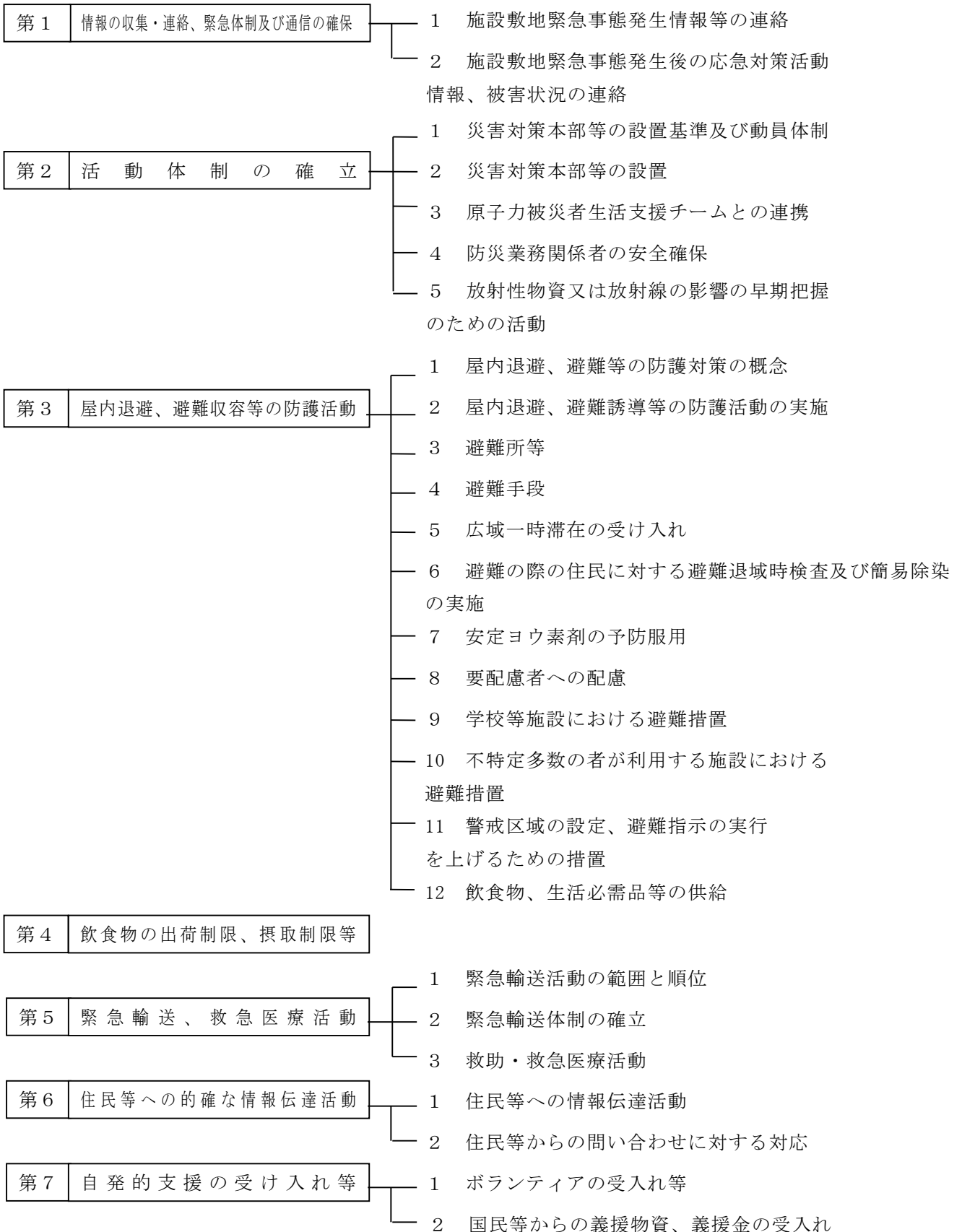
市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当市が含まれる場合には、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

### 2 訓練の実施（総務班）

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

## 第3節 原子力災害応急対策

### 【対策の体系】



## 第1 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保（総合政策部、総務部、市民協働部）

### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡（情報調整班、総務班）

情報収集事態や、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、市は県より連絡を受けるとともに、受けた事項について関係機関に連絡する。

### 2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報の連絡（総務班）

市及び県は、施設敷地緊急事態発生後において各々が行う応急対策活動及び被害状況等について相互の連絡を密にする。

## 第2 活動体制の確立（総務部、市民協働部）

### 1 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。

#### 〔設置基準及び動員体制〕

配備（体制）区分	設置基準	動員対象職員
第1 非常配備 （警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒事態発生時の連絡があったとき</li> <li>・市長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課 } 職員の半数程度</li> <li>・市民課、市民センター } 各課若干名</li> <li>・生活環境課</li> <li>・情報政策課</li> <li>・医療課</li> <li>・健康課</li> </ul> <p>※その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害本部体制に移行しうよう備える</p>
第2 非常配備 （災害警戒本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態発生時の連絡があったとき</li> <li>・市長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課 } 課員全員</li> <li>・政策推進課</li> <li>・情報政策課</li> <li>・財政課</li> <li>・市民センター</li> <li>・市民課</li> <li>・税務課</li> <li>・生活環境課</li> <li>・農政課</li> <li>・建設維持課</li> <li>・道路整備課</li> <li>・教育総務課</li> <li>・こども課</li> <li>・医療課</li> <li>・地域包括ケア課</li> <li>・福祉課</li> <li>・健康課</li> </ul> <p>※各部所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうよう備える</p>

配備（体制）区分	設置基準	動員対象職員
第3非常配備 （災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li> <li>・ 市長が必要と認めたとき</li> </ul>	<p>※職員全体をもって、応急対策を実施する</p> <p>※なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、市防災行政無線を設置している最寄りの市の機関へ行く</p>

## 2. 災害対策本部等の設置（総務班）

### （1）情報収集事態対策のための体制（情報収集体制）

市は、情報収集事態発生の通報を受けた場合、県と連絡を密にし、情報収集に努め、事態の推移に応じて警戒体制に移行できるようにする。

### （2）第1非常配備（警戒体制）

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県と連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒態勢をとるとともに、市の防災関係機関にその旨を連絡する。

#### 〔所掌事務〕

課名	所掌事務
情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動に関する事</li> <li>2 災害情報の収集に関する事</li> </ol>
生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時モニタリングの協力に関する事</li> </ol>
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、防災関係機関との連絡に関する事</li> <li>2 事故状況の把握に関する事</li> <li>3 警戒体制（原子力災害医療体制、緊急時モニタリングへの協力等）の総合調整に関する事</li> </ol>
市民課、市民センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民への情報提供に関する事</li> </ol>
医療課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害医療体制の協力に関する事</li> <li>2 安定ヨウ素剤に関する事</li> </ol>
健康課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康被害の予防に関する事</li> </ol>

### （3）第2非常配備（災害警戒本部の設置等）

#### ア 災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害警戒本部体制をとる。

#### 〔所掌事務〕

部名	班名 (班長)	所掌事務
総合政策部	政策企画班 (政策推進課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること
	情報調整班 (情報政策課長)	1 市災害警戒本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた市民への情報提供に関すること
	応援班 (エコビレッジ推進課長)	1 緊急時モニタリングへの協力に関すること
	保育園班 (こども課長)	1 保育園、児童館の状況把握に関すること
総務部	総務班 (総務課長)	1 市災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること 3 気象情報の収集、伝達に関すること 4 県との連絡調整に関すること 5 生活環境班との連絡調整に関すること 6 部内の連絡調整に関すること 7 職員の動員の準備に関すること
	財政管財班 (財政課長)	1 市有自動車(乗用)の配備に関すること
	避難所班 (税務課長)	1 避難の準備に関すること
市民協働部	現地災害対策班 (市民課長)	1 市民への情報提供に関すること
	生活環境班 (生活環境課長)	1 緊急時モニタリングへの協力に関すること 2 部内連絡調整に関すること
	地域調整班 (南砺で暮らしません課長)	1 地域づくり協議会(自主防災組織)との連絡調整にかんすること
ブランド戦略部	農政班 (農政課長・農業委員会事務局長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること 2 緊急時モニタリングへの協力に関すること
ふるさと整備部	建設班 (建設維持課長・建設整備課長)	1 道路状況の把握に関すること 2 部内の災害対策の総括に関すること
教育部	教育総務班 (教育総務課長)	1 小中学校等の状況把握に関すること 2 部内の連絡調整に関すること
地域包括医療ケア部	医療救護班 (医療課長)	1 原子力災害医療への協力に関すること 2 医療機関等との連絡調整に関すること 3 安定ヨウ素剤に関すること
	要介護者班 (地域包括ケア課長)	1 要介護者の状況把握に関すること
	災害救助班 (福祉課長)	1 社会福祉施設の状況把握に関すること

## イ 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、県等から情報を得るなど事故の状況の把握に努める。

(4) 第3非常配備（災害対策本部の設置等）

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部の廃止は、災害対策本部長が、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたときとする。

〔所掌事務〕

部名	班名 (班長)	所掌事務
総合政策部	政策企画班 (政策推進課長)	1 災害時における情報の確保に関すること 2 その他室内他班に属しないこと
	情報調整班 (情報政策課長)	1 市災害対策本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた市民への情報提供に関すること
	応援班 (エコビレッジ推進課長)	1 他部・他班の応援に関すること
	保育園班 (こども課長)	1 保育園児の避難に関すること 2 被災保育園児の援護に関すること 3 被災児童の援護に関すること 4 児童福祉施設の原子力災害対策に関すること
総務部	総務班 (総務課長)	1 市災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること 3 気象情報の収集、伝達に関すること 4 県との連絡調整に関すること 5 生活環境班との連絡調整に関すること 6 現地対策本部に対する指示及び連絡調整に関すること 7 職員の動員に関すること 8 職員の健康管理に関すること（被ばく管理） 9 災害従事職員の公務災害に関すること 10 部内の連絡調整に関すること
	財政管財班 (財政課長)	1 緊急輸送に関すること 2 人員、物資の輸送対策に関すること 3 市有自動車（乗用）の配備に関すること 4 災害対策用物資の購入等の契約に関すること
	救援物資班 (行革・施設管理課長)	1 救援物資等の調整に関すること 2 義援物品の受付及び保管に関すること
	出納班 (会計課長・監査委員事務局長)	1 義援金の出納及び保管に関すること
	避難所班 (税務課長)	1 避難所の開設、運営に関すること 2 避難誘導に関すること

部名	班名 (班長)	所掌事務
市民協働部	現地災害対策班 (市民課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 被災者の総合相談に関する事
	生活環境班 (生活環境課長)	1 生活環境対策の総括に関する事 2 愛護動物の救護に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事 4 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 5 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 6 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関する事
	地域調整班 (南砺で暮らしませ ん課長)	1 地域づくり協議会(自主防災組織)との連絡調整に関する事 2 その他部内他班に属しない事
ブランド戦略部	農政班 (農政課長・農業委 員会事務局長)	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農作物の出荷制限等に関する事 4 農作物の風評被害対策に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事 6 災害時の応急食料(農産物)の調達についての協力に関する事 7 農地の放射性物質における汚染対策(除染)に関する事 8 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 9 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 10 家畜の避難・処分等に関する事 11 その他部内他班に属しない事
	林政班 (林政課長)	1 林産物の出荷制限に関する事 2 林産物の風評被害対策に関する事 3 森林の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事 4 林産物の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事 5 水産物の出荷制限等に関する事 6 水産物の風評被害対策に関する事 7 緊急時モニタリングへの協力に関する事 8 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事
	商工班 (商工課長)	1 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関する事 2 電力需給の状況把握に関する事 3 商工業製品等の風評被害対策に関する事
	観光施設班 (交流観光まちづく り課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 観光客の原子力災害応急対策に関する事 3 外国人の原子力災害応急対策に関する事
	文化財班 (文化・世界遺産課 長)	1 文化財及び文化施設の災害対策に関する事
	ふるさと整備部	建設班 (道路整備課長・建 設維持課長)
上下水道班 (上下水道課長)		1 給水制限等に関する事 2 給水に関する事 3 水質の汚染対策に関する事
議事部	議会班 (議会事務局長)	1 市議会議員との連絡に関する事 2 見舞い及び視察者等の対応に関する事 3 議会の災害対応に関する事

部名	班名 (班長)	所掌事務
教育部	教育総務班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内職員の動員に関する事</li> <li>2 教育関係施設の災害対策に関する事</li> <li>3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事</li> </ol>
	生涯学習スポーツ班 (生涯学習スポーツ課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事</li> <li>2 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事</li> <li>3 児童及び生徒の避難に関する事</li> <li>4 原子力防災についての教育に関する事</li> <li>5 学校給食のモニタリングに関する事</li> </ol>
地域包括医療ケア部	医療救護班 (医療課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害医療体制に関する事</li> <li>2 医療機関等との連絡調整に関する事</li> <li>3 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関する事</li> <li>4 安定ヨウ素剤に関する事</li> </ol>
	要介護者班 (地域包括ケア課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要介護者の災害対策に関する事</li> <li>2 老人福祉施設等の原子力災害対策に関する事</li> </ol>
	災害救助班 (福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助活動の総括に関する事</li> <li>2 要配慮者に係るとりまとめに関する事</li> <li>3 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関する事 (見舞金品の取扱いを含む)</li> <li>4 被災高齢者の援護に関する事</li> <li>5 被災障害者の援護に関する事</li> <li>6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事</li> <li>7 災害時におけるボランティア活動に関する事</li> </ol>
	保健班 (健康課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の健康管理に関する事</li> <li>2 スクリーニング体制に関する事</li> <li>3 安定ヨウ素剤に関する事</li> <li>4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事</li> <li>5 被災障害者の援護に関する事</li> </ol>
消防部	消防総務班 (消防本部総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の避難及び誘導に関する事</li> </ol>
	消防団班 (消防団本部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域住民の避難誘導に関する事</li> <li>2 被災地の警備に関する事</li> </ol>

### 3. 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

### 4. 防災業務関係者の安全確保（総務班）

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

#### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

## (2) 防護対策

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。

### 5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（生活環境班、総務班）

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。

また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

## 第3 屋内退避、避難収容等の防護活動

### 1 屋内退避、避難等の防護対策の概念

#### (1) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

#### ア UPZ外における措置

UPZ外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施する。

#### イ 屋内退避における留意点

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。

#### (2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

ア UPZ外における措置

UPZ外においては、放射性物質の放出後、OIL1、OIL2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

イ 避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (現地災害対策班、情報調整班、総務班)

ア 市は、県より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 市は、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

ウ 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退城時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報をはじめとした放射性物質の大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努める。

エ 市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、県等に対して情報提供する。

- オ 市は、国、県及び近隣市町村より広域避難受け入れ等の支援要請があった場合、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。
- カ 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

### 3 指定避難所等（該当各班）

#### （1）避難及び避難退域時検査及び簡易除染の場所の周知徹底等（情報調整班）

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じて、指定避難所及び避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

#### （2）指定避難所等の適切な運営管理（現地災害対策班、情報調整班、避難所班、救援物資班）

市は、指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

#### （3）避難者等の情報の把握（現地災害対策班、情報調整班、避難所班、災害救助班）

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努める。

#### （4）指定避難所における生活環境の良好な維持（生活環境班、避難所班、保健班、医療救護班）

市は、県の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

市及びその他の市町村は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

なお、県は、市町村が指定避難所において実施する仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、清掃、し尿及びごみの収集処理等について支援する。

#### （5）避難者への心身のケア（避難所班、保健班）

市は、県と連携し、指定避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。

指定避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、指定避難所の運営に当たり市は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また市は、県と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

#### (6) 指定避難所等の運営における女性の参画の推進（避難所班、地域調整班）

市は、県の協力のもと、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。

市は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

#### (7) 旅館やホテル等の活用（建設班）

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

#### (8) 応急仮設住宅等の提供等（建設班）

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

### 4 避難手段（財政管財班）

市は、自家用車を含めバス、鉄道等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

### 5 広域一時滞在の受け入れ（総務班、避難所班）

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 6 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施（保健班）

市は、県が避難者を対象に実施する避難退域時検査に協力する。

### 7 安定ヨウ素剤の予防服用（現地災害対策班、総務班、保健班、医療救護班）

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市が住民等に指示することとされている。

市は、国の原子力災害対策本部もしくは県からの指示に基づき、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

ただし、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大きい妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む。）については、優先的な服用をできるようにする。

[安定ヨウ素剤服用の留意事項]

市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。

- ア 安定ヨウ素剤の効能又は効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることに限定されており、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては服用効果がないこと。
- イ 安定ヨウ素剤の服用効果のみに過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物接種制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、誤飲、紛失等の防止対策も講ずる必要があること。
- ウ 安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう、服用のタイミングの重要性について平時から周知し、服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要があること。
- エ 妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む。）は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であること。
- オ 安定ヨウ素剤の成分等に照らすと、副作用として急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低いが、これに対応できる体制を整えておく必要があること。
- カ 甲状腺ホルモンの分泌以上による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮が必要であること。
- キ 市及び県は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用を躊躇することがないように、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行うこと。

## 8 要配慮者等への配慮

### (1) 在宅の要配慮者等への配慮（災害救助班、保健班、要介護者班）

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、災害応急対策を講ずる。

#### ア 在宅の要配慮者の安全確保

- (ア) 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
- (イ) 市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、指定避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

(ウ) 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯情報端末等の情報機器の活用や、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。

(エ) 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

#### イ 要配慮者の生活支援

##### (ア) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。

##### (イ) 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

##### (ウ) 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。

##### (エ) 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

#### (2) 病院等医療機関（医療救護班）

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

#### (3) 社会福祉施設等（災害救助班、要介護者班）

社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

### 9 学校等施設における避難措置（教育総務班）

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨連絡する。

## 10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置（情報調整班、観光施設班）

駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。

## 11 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置（総務班）

市は、警戒区域もしくは避難指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

## 12 飲食物、生活必需品等の供給（総務班、救援物資班）

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

## 第4 飲食物の摂取制限及び出荷制限（農政班）

ア 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

イ 市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

## 第5 緊急輸送、救急医療活動（総務部、地域包括医療ケア部）

### 1 緊急輸送活動の範囲と順位（財政管財班）

#### （1）緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下の。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

## (2) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員）

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

## 2 緊急輸送体制の確立（財政管財班）

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両等を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。

## 3 救急医療活動（保健班、医療救護班）

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

## 第6 住民等への的確な情報伝達活動（総合政策部、総務班、市民協働部）

### 1 住民等への情報伝達活動（現地災害対策班、情報調整班、総務班）

#### (1) 住民等への広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

#### (2) 実施方法等

市は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。

ア 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容

イ 空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測

ウ 各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応（現地災害対策班）

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報を収集・整理・発信を行う。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第7 自発的支援の受け入れ等（総務部、地域包括医療ケア部）

### 1 ボランティアの受け入れ等（災害救助班）

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 2 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ（救援物資班）

#### （1）受付

市は、義援金、救援物資の受付先を定めておく。なお、救援物資については、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

#### （2）保管

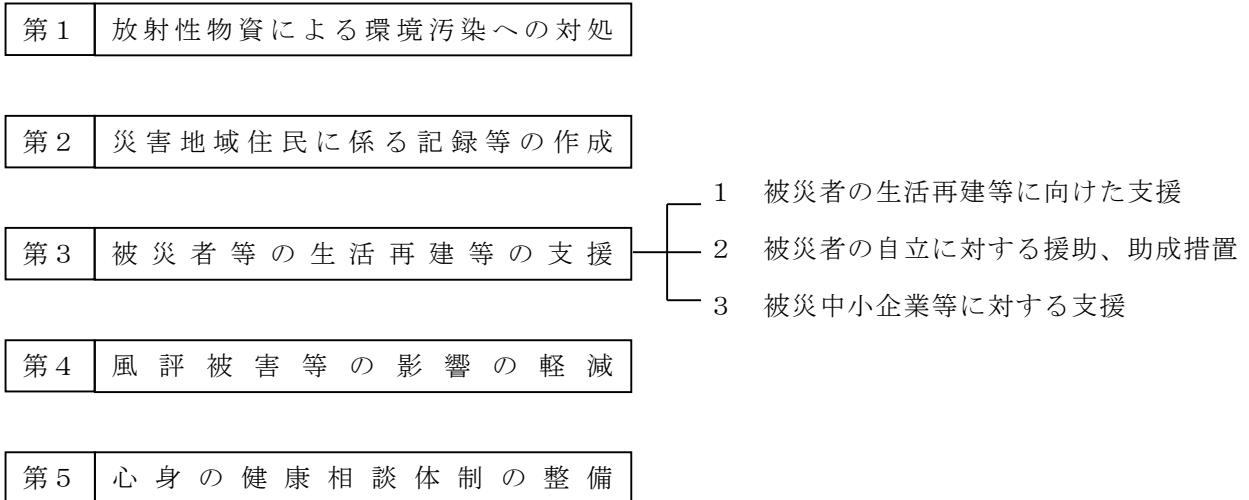
市は、義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておく。

#### （3）配分

義援金の配分は、県、市町村、日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置し、この委員会において定める。また救援物資の配分は、県、市町村と協議のうえ、それぞれが希望する物資を輸送する。

## 第4節 原子力災害中長期対策

### 【対策の体系】



### 第1 放射性物質による環境汚染への対処（生活環境班）

市は、国、県、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

### 第2 災害地域住民に係る記録等の作成（情報調整班、避難所班）

#### （1）災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

#### （2）災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく

### 第3 被災者等の生活再建等の支援（該当各班）

#### 1 被災者の生活再建等に向けた支援

市は国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

## 2 被災者の自立に対する援助、助成措置

市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 3 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第4 風評被害等の影響の軽減（農政班、林政班、観光施設班）

市は、国及び県と連携し、風評被害等が生じないように、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

## 第5 心身の健康相談体制の整備（保健班）

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。